

所沢市立地適正化計画策定支援業務委託 年度別計画

【令和4年度】

- 1 基礎情報の整理
都市の現状整理
令和2年国勢調査の結果及び令和3年度に実施した都市計画基礎調査の成果(別紙参照)等の既存資料をもとに、本市の地域特性、都市機能の配置状況や災害リスク等を整理する。
上位計画や関連計画等の整理
第6次所沢市総合計画、所沢市都市計画マスタープラン及びその他各種関連計画に基づき、本市が目指す街づくりを推進するうえでの関連性を整理する。
- 2 都市構造の分析
特性の分析
国土交通省発行の「都市構造評価に関するハンドブック」及び「立地適正化計画作成の手引き」に基づき、集約型都市構造に関する各種指標について、近隣市町及び全国の類似都市等との比較分析を行う。
人口の分析
既往の調査結果からや町丁目単位等における将来人口推計を行い、各地域の人口や年齢構成等の動向について分析を行う。
- 3 課題の分析及び抽出
課題の分析、解決すべき課題の抽出
基礎情報の整理及び都市構造の分析をもとに、本市が抱える課題の抽出を行う。
災害リスクの分析及び課題の整理
過去の災害履歴、今後起こり得る災害及びそれらに起因する人的被害想定を踏まえ、災害リスクについて分析及び課題等を整理する。
- 4 まちづくり方針の検討
都市全体及び地域別対象とした分析及び課題や将来見通し等を踏まえ、本市におけるまちづくりの方針(ターゲット)を検討する。
- 5 目指すべき都市の骨格構造の検討
「所沢市都市計画マスタープラン」における拠点形成の考え方に基づき、本計画で定める各拠点等の設定方針を整理し、地域公共交通計画等との連携を図り、持続可能な街づくりの実現に向けた都市構造を検討する。
- 6 課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)の検討
本市の課題を解決するための施策及び都市機能と居住を誘導するための方針について、本市が持つ都市の特性を生かし、関係部局が連携し共有した問題解決のための取組を検討する。
- 7 区域設定方針の検討
都市機能誘導区域、居住誘導区域及び本市の特性を生かした独自の区域を定める必要性の有無について検討する。

- 8 次年度の取組整理
令和5年度内の立地適正化計画策定に向け、必要な作業及びスケジュール等を整理する。
- 9 会議等の運営支援
本計画の策定にあたり、必要な議論を行うために開催する各会議等について、資料作成等の運営支援を行う。
都市計画審議会専門部会
有識者（5名）で構成する都市計画審議会専門部会（年3回を予定）
庁内検討会議等
庁内関係部局で構成する庁内検討会議（年3回程度を予定）及び関連会議
- 10 打合せ
打合せは、業務着手時及び完了検査時のほか、進捗状況に応じ、中間打合せを3回以上実施する。また、その他発注者又は受注者の申出により適宜打合せを実施することができる。なお、打合せ結果を議事録としてとりまとめるものとする。

【令和5年度】

- 1 誘導施設の検討
商業、医療・福祉、子育て等の都市機能について、将来人口推計、ターゲットやストーリーの内容等を踏まえ、現状の充足状況や新たな施設立地の必要性等を考慮し、位置づける誘導施設を検討する。
- 2 誘導区域等の検討
都市機能誘導区域の検討
都市機能の立地状況、交通結節機能の状況等を踏まえ、都市機能誘導区域を検討する。
居住誘導区域の検討
将来にわたり人口密度を維持すべきエリア、良好な居住地としての都市基盤を有するエリア、都市機能誘導区域へのアクセス性、災害リスクの有無等を踏まえ、居住誘導区域を検討する。
独自区域の検討
区域設定方針に基づき、本市の特性を生かした独自の区域を定める必要がある場合は、その区域を検討する。
- 3 誘導施策の検討
都市機能誘導区域内への都市機能の誘導、居住誘導区域内への居住の誘導に向けた、具体的な施策や財政・税制などの支援措置、規制手法等について、庁内関係部局における関連計画や施策と整合・連携しながら検討する。
- 4 防災指針の検討
安全・安心な街づくりを推進するため、居住誘導区域に残存する火災や浸水等の災害リスクを評価し、地区毎の課題に対応した計画的かつ着実に必要な防災・減災対策について、取組を検討する。

- 5 定量的な目標値等の検討
本計画における目標を客観的かつ定量的に提示する観点から、目標指標や誘導方針に基づく施策の実施等により期待される効果を検討し、目標年次における各指標の目標値を設定する。
- 6 施策の達成状況に関する評価方法の検討
目標値の達成状況や施策の進捗状況等を把握するため、本計画の検証体制、評価時期、評価方法及び見直し方針等を検討する。
- 7 立地適正化計画（素案）の作成
各会議等の意見を反映し、所沢市立地適正化計画（素案）を作成する。
- 8 パブリックコメント等の実施に係る支援
所沢市立地適正化計画（素案）について、市民等から意見を聴取するため、説明会（5回程度を予定）及びパブリックコメント等の実施に係る支援を行う。
- 9 立地適正化計画（案）の作成
パブリックコメント等及び所沢市都市計画審議会の意見を反映した所沢市立地適正化計画（案）を作成する。
- 10 運用方針の作成
本計画策定後、届出制度を運用するにあたり、各種届出様式、勧告基準等に係る運用基準を作成する。
- 11 会議等の運営支援
本計画の策定にあたり、必要な議論を行うために開催する各会議等について、資料作成等の運営支援を行う。
都市計画審議会専門部会
有識者（5名）で構成する都市計画審議会専門部会（年3回を予定）
庁内検討会議等
庁内関係部局で構成する庁内検討会議（年3回程度を予定）及び関連会議
- 12 打合せ
打合せは、業務着手時及び完了検査時のほか、進捗状況に応じ、中間打合せを3回以上実施する。また、打合せ結果を議事録としてとりまとめるものとする。
- 13 印刷・製本

所沢市立地適正化計画（本編）	300部
所沢市立地適正化計画（概要版）	1,000部
及び に係る電子データ（CADデータ等を含む）	2部
その他必要な資料	一式